



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年4月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：耕地課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>① 減免の許可を出している申請のうち、減免申請書の添付が無い申請が多数見受けられた。中津市道路占用料徴収等に関する条例第3条では「占用者の申請により占用料の一部又は全部を免除することができる」となっているため、減免申請書を提出させるか、許可申請書の中に減免申請する旨を記載するなど、減免申請をしたことがわかるようにすることが望ましいと考える。</p> <p>② 中津市道路占用規則第4条では、許可後、占用個所に道路占用許可済書による標札等を建てて置かなければならないと定められているが、その確認写真がなかった。 また、中津市道路占用規則第6条では、「占用に関する工事に着手しようとするときは、着手の前3日までに市長に届け出なければならない」と定められているが、ほとんど着手届がなかった。 さらに、同規則第6条2では、「工事をしゅん工したときは、直ちに市長に届出でその検査を受けなければならない」と定められているが、竣工届(道路占用工事完成届)は何件かあったが、検査調書については1件もなかった。</p> <p>(2) 支出事務について</p> <p>看板設置業務、防犯灯電柱移設業務を修繕料から支出しているが、修繕料とは、備品の修繕、部品の取替えのための費用である。また、本体の維持管理、現状復旧を目的とするものであり、工作物の位置及び形状は原則としてかえずに行われる工作に対して支払う経費であるため、今回の場合は修繕料ではなく委託料から支払うべきである。</p> <p>(3) その他</p> <p>支出負担行為を起票する際、添付文書や起票日の誤り、消費税の表記の誤り等の単純な理由でマイナス伝票を起票しているものが多数見受けられた。 伝票を作成し電子回覧する場合、起票者は回覧する前に再度確認をすること、また承認者は承認する前に添付文書等の確認をしてから承認するよう注意されたい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。今後は、当該条例を遵守し、減免申請書の添付の確認の徹底、もしくは、申請書の中に減免申請する旨の記載を指導するように努めてまいります。</p> <p>ご指摘のとおりです。占用工事完了後に現場確認の実施を行い、書類や写真の保存をすべきでした。ただ、全ての占用箇所に道路占用許可済書による標札等を建てることは困難であるため、当該規則の主管課である建設政策課と協議を行い、規則の改正を検討してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、誤った科目から支出を行っていました。今後、同様の案件が発生する場合は、内容の精査に努め、適切な科目から支出するように致します。</p> <p>ご指摘のとおりです。今後は、支出負担行為等の起票については、課員に対し起票内容の再確認の徹底を行うとともに、承認者も電子決済時に注意を払い、適切な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：まちづくり推進課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>① 南部まちなみ交流館指定管理委託業務において、収支報告書に積算根拠となる内訳書や指定管理者の財務状況の確認書類、及びイベント時写真等のないものが見受けられた。 内訳書・出納簿等や写真添付の事業実績報告書等を受領・確認し、適切な履行管理を行なわれない。</p> <p>② 街なみ景観整備事業形成補助金において、自己所有でない住宅改修を行うにもかかわらず、所有者承諾書を受領していなかった。 交付要綱には所有者承諾書を受領は定められていないため、要綱に沿った事務処理は行われているものの、本来、自己所有でない個人の住宅改修の申請をするのであれば、所有者承諾書の添付が適当である。 交付申請時に承諾書を添付するよう要綱を改正するか、または要綱第5条(6)「その他市長が必要と認める書類」として承諾書を添付するよう改善を求める。</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>都市計画用途証明システム保守委託業務のデータバックアップ等作業について、業務仕様書では業務内容に記載されており、実際に作業が行われているが、契約書第3条では障害が発生した場合の有事対応になっており、業務仕様書と契約書で業務内容の不一致が見受けられた。 契約時には、定期点検か有事対応か、またその回数等について十分な確認を行われない。なお、相手方との認識違いを防ぐためにも、契約要件に関する仕様書等については、契約書と契印することが適当である。</p>	<p>ご指摘の実績報告の内訳書等につきましては、事業費等の内訳書や館務員の勤務日等の一覧表等を毎月のデータ報告で受領しており、それをもとに収支報告書の額の確認等を行ってまいりました。今回のご指摘を受け、今後はイベントごとの収支報告や、写真の添付など解り易い報告書の作成を指示し、適切な履行確認に努めます。 また、指定管理者の指定に関しましては、本施設をまちづくり・観光交流拠点として活用し、市と市民が協働で進めるまちづくり活動を目的としており、今後もまちづくりの活動団体である委託先と協力しながら定期的な催しを実施し、適正な運営によるまちづくり活動に努めてまいります。</p> <p>ご指摘の所有者の承諾書につきましては、契約書や申請者への聞き取りにより確認を行っていましたが、所有者の承諾書等を受領していませんでした。 本交付要綱につきましては、令和5年3月末が要綱の更新年次となっていますので、令和5年度より、所有者が申請者となるよう要綱や様式の改善を行い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>契約書の業務内容につきましては、次回契約時は保守内容や回数等を双方で十分に確認を行い、契約書等に記載することといたします。 なお、仕様書等につきましては契約書と契印し、今後は適正な事務処理に努めます。</p>	